

●○赤ちゃんがうまれたら○●

令和2年4月現在

制 度（窓口）	内 容	手 続 き
出生連絡票の提出 （新生児・未熟児訪問） （保健センター）	出生連絡票で、訪問を希望された方に、1か月以内に保健師または助産師が訪問し、ご相談に応じます。	ご出産されましたら、できるだけ早く（7日以内）に「 出生連絡票（ハガキ） 」をご記入のうえ、情報保護シールと切手を貼ってご投函ください。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 産後射水市内の自宅または実家に帰られる方は、左のコードから電子申請ができます。 </div> ※「出生連絡票」は出生届とは異なるのでご注意ください。
出 生 届 （市民課）	出生した日を含め14日以内に、父母の本籍地、住所地、出生地または所在地の市町村役場に、届出をしてください。	<持ち物> <ul style="list-style-type: none"> • 出生届（出生証明書が記載されたもの） • 母子健康手帳 • 届出人の印鑑
子ども医療費助成 （子育て支援課）	中学校3年生までのお子さんの入院・通院に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。ただし、食事療養費は除きます。 ※出生した日の翌日から数えて15日以内に手続きしてください。	窓口で受給資格登録を行うと、受給資格証が交付されます。 <持ち物> <ul style="list-style-type: none"> • お子さんが加入する予定の父または母の健康保険証 • 印鑑 • 申請者及び配偶者の「マイナンバーカード又は通知カード」と「本人確認書類（運転免許証等）」
児 童 手 当 （子育て支援課）	中学校3年生までのお子さんを養育している方へ支給します。 ※出生した日の翌日から数えて15日以内に手続きしてください。	窓口へ申請 <持ち物> <ul style="list-style-type: none"> • 印鑑 • 申請者（父または母）の通帳 • 申請者（父または母）の健康保険証 • 申請者及び配偶者の「マイナンバーカード又は通知カード」と「本人確認書類（運転免許証等）」 ※父母のうち生計の維持する程度の高い方が申請者となります。
とやまっ子 子育て応援券 （子育て支援課）	一時預かりやファミリーサポートセンター、読み聞かせ絵本の購入、乳児健康診査や予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ・ロタウイルス）、フッ素塗布（保健サービスは保険外診療のみ対象）等に利用できるチケットを支給します。 ※詳しくは、とやまっ子子育て応援券のホームページをご覧ください。 第1子は1万円、 第2子は2万円、 第3子以降は3万円分	窓口へ申請 <持ち物> <ul style="list-style-type: none"> • 印鑑

